

検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
このたび、厚生労働省保険局医療課長の通知「令和4年3月16日付、保医発0316第1号」により、
下記の検査項目診療報酬の算定方法一部変更が通知されましたのでご案内いたします。
お取り計らいの程、お願い申し上げます。

敬具

記

保険収載内容の一部変更項目

- SARS-CoV-2 核酸検出
- SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

適用日

2022年4月1日（金）から適用

※検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合のSARS-CoV-2核酸検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数については、中央社会保険医療協議会総会(令和4年3月16日)において承認されたとおり、令和4年7月1日に再度見直しを行い、700点となる予定です。



保健科学グループ

保健科学研究所	〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106	TEL. 045-333-1661
保健科学東日本	〒365-8585 埼玉県鴻巣市天神3-673	TEL. 048-543-4000
保健科学西日本	〒612-8486 京都府京都市伏見区羽束師古川町328	TEL. 075-933-6060

保険収載内容の一部変更項目

▼下線部分が追加および変更されました。

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
SARS-CoV-2 核酸検出	<p>検体採取を行った 保険医療機関以外 の施設へ輸送し検 査を委託して実施 した場合 ：850点 ※ (425点×2回分)</p> <p>それ以外の場合 ：700点 (350点×2回分)</p>	微生物学的 検査 150点	<p>[D012] 感染症 免疫学的 検査の[56]</p> <p>または</p> <p>[D023] 微生物 核酸同定 ・ 定量検査の [10]</p>	<p>ア SARS-CoV-2核酸検出は、採取した検体を、国立感染症 研究所が作成した「<u>感染性物質の輸送規則に関するガイド ンス2013-2014版</u>」に記載されたカテゴリーBの感染性 物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外 の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分 番号「<u>D012</u>」感染症免疫学的検査の「<u>56</u>」HTLV-1抗体 (ウエスタンブロット法及びラインブロット法)の所定 点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合 は、本区分の「<u>10</u>」HPV核酸検出の所定点数2回分を 合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合 についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号 「<u>D026</u>」検体検査判断料の「<u>7</u>」微生物学的検査判断料 を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所 が作成した「<u>感染性物質の輸送規則に関するガイド ンス2013-2014版</u>」に記載されたカテゴリーBの感染性物質 の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外 の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施 した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>
SARS-CoV-2・ インフルエンザ 核酸同時検出	<p>検体採取を行った 保険医療機関以外 の施設へ輸送し検 査を委託して実施 した場合 ：850点 ※ (425点×2回分)</p> <p>それ以外の場合 ：700点 (350点×2回分)</p>	微生物学的 検査 150点	<p>[D012] 感染症 免疫学的 検査の[56]</p> <p>または</p> <p>[D023] 微生物 核酸同定 ・ 定量検査の [10]</p>	<p>ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2及び インフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認 又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法 (定性)により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液 中のSARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出 を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究 所が作成した「<u>感染性物質の輸送規則に関するガイド ンス2013-2014版</u>」に記載されたカテゴリーBの感染性物質 の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外 の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号 「<u>D012</u>」感染症免疫学的検査の「<u>56</u>」HTLV-1抗体 (ウ エスタンブロット法及びラインブロット法)の所定 点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合 は、本区分の「<u>10</u>」HPV核酸検出の所定点数2回分を合 算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合 についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号 「<u>D026</u>」検体検査判断料の「<u>7</u>」微生物学的検査判断料 を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所 が作成した「<u>感染性物質の輸送規則に関するガイド ンス2013-2014版</u>」に記載されたカテゴリーBの感染性物質 の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外 の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施 した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>

※検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合のSARS-CoV-2核酸検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数については、中央社会保険医療協議会総会（令和4年3月16日）において承認されたとおり、令和4年7月1日に再度見直しを行い、700点となる予定です。